

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和5年度 第5回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和6年1月31日（水）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時46分		
開催場所	L・ソフィア 3階第2学習室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	内藤 忍 副委員長	ぬかが 和子委員
	さの 智恵子委員	杉本 ゆう 委員	國府田 豊 委員
	小島 まゆみ委員	片野 和恵 委員	齋藤 ゆきえ委員
	札幌 安識 委員	山下 友美 委員	市川 慎次郎委員
	遠藤 美代子委員	佐藤 英二 委員	田口 麻美 委員
	【事務局】		
	飯塚 多様性社会推進課長	岡 男女共同参画推進係長	
	木野瀬 事業調整担当係長	大高 男女共同参画推進係主査	
	秋谷 男女共同参画推進係係員		
	【傍聴者】3名		
	会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会挨拶</li> <li>2 前回（12／25開催）委員会のふりかえり</li> <li>3 令和5年度推進委員会提言について</li> <li>4 男女共同参画社会推進条例の改正について</li> <li>5 事務連絡</li> </ol>	

資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：令和5年第4回男女共同参画推進委員会（12月25日）の要点</li> <li>・資料2：審議会等への女性登用状況調査一覧</li> <li>・資料3：令和5年度男女共同参画推進委員会提言（案）</li> <li>・資料4：男女共同参画推進条例改正検討の推移</li> <li>・資料5：令和3年度第3回まとめ</li> <li>・資料6：男女共同参画推進条例23区比較</li> <li>・参考資料：条例と要綱の比較</li> <li>・参考資料：青少年委員会組織図</li> <li>・参考資料：多様性社会推進課所管各講座等のチラシ</li> </ul>
そ の 他	

## 様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

### 1 開会挨拶

（飯塚課長）

今日はお忙しいところ、皆さんどうもありがとうございます。定刻になりましたので、令和5年度第5回足立区男女共同参画推進委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、男女共同参画推進委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

当委員会は、男女共同参画社会推進条例の第19条の規定に基づきまして、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として設置するものでございます。

なお、足立区男女共同参画推進委員会規則の第4条に基づき、本委員会は総委員の半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。現段階で委員の皆様総数15名のところ、11名今ご出席ですので、本日の会議は有効に成立しております。

また、同規則の第5条により、当委員会は公開することとなっております。後ろのほうに傍聴席の方がいらっしゃいます。あわせて、会議録の作成が必要となっております。委員の皆様のご発言につきましては、後ほどご発言内容を確認いただいた上で、ホームページなどで公開する形となります。本日、またよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

その前に資料の確認です。席上のほうに次第、それから本日の資料としまして、資料1から6までです。最後に参考資料として、特に番号は振っていないんですけども、条例と要綱の比較、青少年委員会の

組織図、多様性社会推進課所管のチラシ、今年度最後のものを1枚つけてございます。過不足ないでしょうか。

それでは、これからの進行は石阪先生にお願いします。

### 2 前回（12/25）開催委員会のふりかえり

（石阪委員長）

皆さん、こんにちは。

それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。

まずは、次第に沿って進めていきたいと思いますが、1、開会挨拶、これが今1です。

（飯塚課長）

はい。

（石阪委員長）

それでは、いつものように前回の振り返りからスタートしてまいりたいと思います。

それでは課長のほうからですかね。

（飯塚課長）

それでは、お手元の資料のほうから説明させていただきたいと思います。今日は席上配付なので、読み上げの形で皆さんに説明させていただきます。

まず、資料1のほうをご覧ください。前回、皆さんから身近な話題を踏まえて、そこに至った考えとかいろいろご意見をいただきました。そういったことを踏まえて、まとめさせていただいたものになります。

まず、1として、足立区における各団体の女性参画率についてですが、（1）現状です。まず、町会やPTAなどの女性会員が、会員全体では女性が多いにもかかわらず、会長職となると男性が就いている傾向がある。また、イとしまして、会長職の充て職の多さゆえに、会長職を敬遠される原

因にもなっているのではないか。ウ、会議に選任されるそもそも団体に女性が少ない実情もあるということで、3点、現状分析をまとめさせていただきました。

そして、皆様からいただいた意見をアからオという点でまとめさせていただいております。

アとしまして、地域団体の中で性別役割分担意識があるため、意識解消の普及・啓発が必要ではないかということで、かなりぎゅっと圧縮はしているんですけども、まだまだこれは男性、あと男性が昼間来られなくても、それは当たり前だよねと思ってしまうというようなご意見もありましたので、性別役割分担意識が根強いということで、意識解消の普及・啓発が必要。

イとしまして、地域団体の中の女性限定の組織をつくるがゆえにということで、女性部というのがおかしいんじゃないかという意見がございましたので、それを集約するような形で女性限定の組織という言葉でまとめさせていただきました。性別役割分担が生まれているのではないか。女性限定ではなく、男女の壁を隔てない組織にすべきではないかというご意見でまとめさせていただいております。

ウとしまして、一般的に区の審議会等では公募委員を増やすことにより、男女比率が改善する傾向にあるため、公募委員を多く選定できるよう、制度改正が必要ではないかというご意見もいただきました。

エとしまして、会議の開催方法が、こういった対面ばかりでなく、オンラインや情報発信ツールを積極的に取り入れることで参加しやすくなるのではないかというご意見もあつたと思います。

オとしまして、一斉にやるのは非常に難しいので、やっていただけたところからア

プローチしていったらどうだろうかという意見もあつたというふうに思っております。

また、3つ目としまして、委員からの要望で、前回、審議会等の男女比率の資料を提示しましたところ、公募委員、どれぐらいなのか知りたいということでしたので、次の資料2というところで、女性比率が40%未満のところ、どこが公募を採っているかということ調べてまいりました。

(1)の女性比率が40%未満の足立区の各種審議会・委員会等では、5つだけとなっております。その中で13番目の国民健康保険運営協議会というのがあるんですが、残念ながら公募にもかかわらず女性はゼロということで、なかなか女性が公募してこないんですというお話は、所管のほうから聞いてまいりました。

裏面の(2)の附属機関以外の審議会では公募委員はなかったという状況になってございます。

区の審議会等に公募委員を増やすという取組なんですけど、ユニバーサルデザイン推進委員会というものがあります。ユニバーサルデザイン推進計画というものを持っておりまして、そちらでは審議会委員等の公募制の推進という事業がありまして、全体の中で11以上、会議体で11以上に公募委員を入れていこうということで、今政策経営課になりますけれども、そちらのほうで取り組んでいることになっております。

あと最後です。2番目、足立区の男女共同参画推進条例については、一旦23区の資料を皆さんに提示したところですが、令和3年度、なぜ改正を目指すことになったのかということで、本日また次の議題になりますが、資料4のほうで、また後ほどご説明させていただければと思っております。

資料1と2の説明は以上となります。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

前回の議論を振り返りますと、まず、1つ目としては、地域の団体、こちらについての議論の中で性別役割分担意識があるとか、あるいは女性限定の組織ですね。女性部だったかな、そういう部みたいなものを組織の中につくってしまう、こういったこともあるので、男女の役割が分担されないような仕組みにしていく必要があるというご意見もいただきました。

また、会長職が女性が少ないというところもご指摘をいただいたところです。こういった地域の団体についての意見、これがまず大きな一つの意見でした。

それから、もう1点はこの審議会の女性登用の状況です。こちらもちょうど表を確認して特に低いところ、ここは積極的に公募委員を増やすことによって、いわゆる充て職だとどうしても男性が多くなってしまうので公募委員を入れていこうということなんです、質問にもありましたとおり公募委員の割合を知りたいということでお示しいただきましたが、やはり数値の低い、女性比率の少ないところは、どうしてもやっぱり公募そのものをやっていない委員会が多いということが言えるのではないかと思いますので、例えば区民の皆さんの公募を入れるというような動き、積極的なそういう動きも一方で必要であるとともに、改選のときにはこういった男女の比率、バランス、こういったものを考えながら改選いただくような、それぞれの担当部局への普及、啓発、こういったことも必要になってくるんじゃないかと思えます。

こちらについてのご意見、ご質問はいかがでしょうか。前回の点、よろしいですね。一応振り返りということで、何か。

**(内藤委員)**

委員意見のイのところなんですけれども、今振り返りでいいんですか。

**(石阪委員長)**

はい。

**(内藤委員)**

1の(2)のイです。ア、イ、ウのイです。ちょっと細かいところなんですけれども、「地域団体の中の女性限定の組織を作るがゆえに」そういう意識が生まれているふうに言ったかどうか、それを反映してというか。

**(石阪委員長)**

因果関係の話でもないですね。

**(内藤委員)**

そうですね。そこは因果関係では語られていなかったかなと思いますので、ちょっと書きぶりを。

**(石阪委員長)**

分かりました。ここはだから組織もあるということですね。

**(内藤委員)**

はい。

**(石阪委員長)**

結果として性別役割分担意識が生まれる場合もあり得るということになります。いずれにしても言っていることはそういうことですね。女性限定ではなくて男女の壁を隔てない。そういった組織をつくっていく必要があるんじゃないかと。

これはたしか女性部と青年部とか、いわゆる今多様性の時代であるにもかかわらず、そういったカテゴリーごとに分けてしまっているこの組織の在り方、この辺も問題なんじゃないかというご意見だと思います。

よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見がないようでしたら、こちらについてははたまたもし何かあれば、ご

発言いただければと思います。

### 3 令和5年度推進委員会提言について (石阪委員長)

それでは、続きまして、次第の3番目、令和5年度推進委員会提言について、こちらは資料3ということになります。

こちらは毎年、年度末に私、委員長と副委員長の内藤さんとで、区長のほうに今回の年間を通して、皆さんからいただいた提言、こちらのほうをお渡しする場というのがあります。その際に、私どもこの委員会の提言を毎年まとめて、それをお話するという事なので、今事務局のほうと相談をしてまとめてみましたので、これを読み上げますから、もうちょっとこれ、こういうふうにしたほうがいいのか、加えたほうがいいのか、そういうものがあれば、また皆さんからご意見をいただければと思います。

それでは資料3になります。委員会提言総括。

第8次足立区男女共同参画行動計画では、「様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進」を柱として掲げている。しかしながら、審議会や地域団体における女性の参加率は、決して高いものではないため、改善に向けて何らかの対応を講じていく必要があるのではないか。これは総括ですね。

提言としては、今年度令和5年の提言です。

1、審議会等の女性参画率が高い会議体を分析すると、公募委員の割合が多い傾向にある。そこで各審議会等へ公募委員の割合を増やすように、各所管へ働きかけを行うことが必要ではないかと。これは先ほどお示ししたとおりですね。

それから2つ目。女性が活躍している会

議体や団体の好事例を広く公表していく。また、「会議体のトップは男性」という「性別役割分担意識」の解消が大変重要になってくる。

それから3つ目。審議会等の開催の多くが対面となっている現状は、働く世代等の参加率を下げている要因となっている。オンライン会議のさらなる実施や、情報発信ツールの利用による一斉情報共有などで工夫することにより、女性の参画だけでなく様々な世代の参画が実現できると。

つまり審議会、足立区の場合に限らないのかもしれませんが、やはりどうしても対面が非常に多いということになっています。例えばこういう形で平日の午後の対面ということになると、参加できる方も限られているということもあります。むしろオンライン会議、これを実施することによっていろいろな方がこの審議会等に参加する機会が増えるのではないかと。それを実現していただきたいという、こういう提言ですね。

ということでまとめさせていただきました。何かもし補足や修正、提言等ありましたら、こういうこともちょっと入れたほうがいいのではないかとことです。これは区長に対して直接私どもで申し上げるので、ここに表記されれば、そのまま区長はこれを読むということになります。

お願いします。

#### (佐藤委員)

佐藤です。よろしく申し上げます。一つ気になったのが、委員会提言の2番。「会議体のトップは男性」というところなんです。私の感覚だと会議体のトップが男性なのが違和感があるというよりは、半分以上が男性で占められていることのほうが違和感があって、ここは、トップは男性でも

いいんじゃないかなということだと考えると、少し表現を変えたほうがいいのかと思います。

あと委員会提言の総括の一番上なんですけれども、「改善に向けて何らかの対応を講じていく必要がある」ということなんです。女性がやりたくないとか、やるに当たってメリットが感じられないのかなというのが一番問題なのかなと思っていて、現状で何人女性がいる、割合が何人いるというよりは、何でやりたいか、やりたくないかのその調査をしたほうがいいのかと思っています。例えば民間企業だとカルビーさんが女性で役員をやりたい人が6割いるらしいんですけれども、そういう会社もあるので、そういう特異な会社をつかまえてきて、女性が管理職とかやりたいと思っている理由が何なのか、そういうのを鏡のように照らし合わせて比較していくとまた違うのかなと思いました。

以上です。

#### (石阪委員長)

1点目ですけれども、先ほどトップは男性という表現よりは、むしろ女性の参加率を増やしていくということですね。そうするとね。男女比のほうに問題があると。

#### (佐藤委員)

そうですね。

#### (石阪委員長)

これは1番のほうですね。これである意味ではやはり女性の数を増やしていこうと。率、女性の参加率が高いところは公募委員が多いということなので、こちらに趣旨としては入っているのかなという気がします。

トップは男性、「トップ」という言い方ですけれども、これは恐らく町会・自治会の会長のことですかね、主にね。恐らくはね。それをただ、こういう書き方をしてい

るといことなんです、これいかがですか。

#### (内藤委員)

ご意見ありがとうございます。今のを伺いして、私が思っていたことと関連するので一緒に言うと、管理職とかトップの話は1と一緒にできるかなと思うんですが、多分ご意見では特に地域団体の中で、トップじゃなくても活動が男女で偏りがあるということが指摘されていたと思うので、2番目としてそういったところを取り上げる形はどうでしょうか。

そうすると要点でまとめていただいた女性限定の組織とか部門があったりとか、それから男女で活動内容に偏りがあるということの指摘を2番でできるかなと思いました。いかがでしょうか。

#### (佐藤委員)

ありがとうございます。それでお願いします。

#### (石阪委員長)

これ皆さん、どうですか。よろしいですかね、そういう形で。

では、今の内藤さんのご指摘のとおり、これ1番と2番というのは、2番を1番のほうに入れて表記をいただいた、新たに2番として、いわゆる先ほどのイの意見の性別役割分担のほうですね、2の意見のア、イのところちょうど該当するんですかね。このあたりの表記をしていただくという変更をさせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。

あともう一つ、佐藤さんからあったのは総括のほうですかね。

#### (佐藤委員)

そうです。どう対応するかというところで、数字に出ていない人たち、やりたくない理由、それが何なのかが分かればいいな

と。

**(石阪委員長)**

なかなか難しいのは、これ皆さんやりたくてやっているのか、やらされているのか。特に町会、自治会のトップが本当に私やりたいですと言ってやっている人がいるかどうかというところも絡んでくる。民間の管理職とはちょっと違うと思うんですよね。恐らく周りが男性だから、じゃ、あなたお願いと形やらされるケースが多いということも想定されると。

ですから、これ、表記としては難しいんですけれども、男性だからという理由で会長であるとか、そういうものになるということに対するある意味では問題というふうにちょっと理解していただいたほうがいいかもしれないですね。そうするとね。

**(佐藤委員)**

お願いします。

**(石阪委員長)**

女性だからやらなくていいとか、男性だからやるべきだという、そういう形での会長の選出というものに対する疑義ということです。

よろしいでしょうか。ほかに何かもしご意見、あるいは付け加えていただいても構わないです。こういうことはちょっと提言として入れておいたほうがいいんじゃないか。

**(内藤委員)**

3点目、3のところについて、あらゆる世代、女性を含む様々な世代の参画というために、オンライン会議等の例示が出ているんですけれども、オンライン会議だと今度は層が狭まる可能性もあるので、要するに併用ということですよ。

**(石阪委員長)**

そういうことです。

**(内藤委員)**

それが分かるように書いていただけるとうれしかなと思いました。

**(石阪委員長)**

選択肢を増やすということですね。会議の方法、多様化してきているので、オンラインの会議も並行して実施していく。もっと言うとハイブリッドであったりとか、そういうやり方ですね。

**(ぬかが委員)**

すみません。1点だけ。今の3番のところで、結論として女性の参画だけでなく様々な世代の参画が実現できるという大事なところだと思っているんですけれども、ここの議論の中で女性という切り口もあったけれども、若い世代の参画というのかなり議論してきたと思うので、一言その辺をうまく入れてもらえるといいなと思いました。

**(石阪委員長)**

若い方々に入ってもらおう。

**(ぬかが委員)**

はい。

**(石阪委員長)**

そうですね。若い方、この会議でもかなり議論がありましたけれども、やっぱり若い方を入れていくと。いろいろな世代、特に若い方の世代の参画、これを実現していただきたい。ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。

それでは、今いただいた意見を踏まえて、こちらのほうは修正をさせていただきます。修正後、これを改めて区長のほうに提言をさせていただきますんですが、最終的な修正については私に一任ということで、申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

**(石阪委員長)**



それでは事務局と調整をして、私のほうに一任をいただいて、最終的に区長のほうに提言をしていきたいと思えます。

日程は決まっています、3月14日でしたね。区長のほうにこちらをお渡しするということになります。

それでは、提言については以上とさせていただきます。

#### 4 男女共同参画社会推進条例の改正について

(石阪委員長)

それでは、続いて、次第でいうと、今回は4番目です。男女共同参画社会推進条例の改正について、こちらですが、前回でも少しお話をさせていただきましたが、今足立区には男女共同参画推進条例という条例があります。この条例なんですけど、見ていただくと、多様性に関する文言というのが一切入っていないんですね。

後で説明があると思うんですけども、実は審議会の中でもこの多様性については議論をしていて、数年前に一旦条例の中にこの多様性についての文言を入れるべきだということ、こういった結論が出たことがあります。ただ、コロナもあって一旦それはそれで終わってしまって、条例の改正に向けての提言というのがそのまま止まってしまったという経緯があります。

今回改めて、これは次年度になると思うんですけども、今年度そういった条例を改正する必要があるんじゃないかと皆さんから合意が得られれば、それを踏まえて次年度、本格的にどんな条例にしていくのかというのを皆さんと一緒に議論していきたいと思えます。

この間の経緯を今、課長のほうからお話をいただきたいと思えます。

(飯塚課長)

それでは、お手元の資料4、5等に沿って説明させていただきます。

恐らく当時、この委員会で参加されていたのは委員長、副委員長と田口委員と佐藤委員は入られていましたかね。

(石阪委員長)

佐藤さん、たしか多様性の議論をしましたよね。

(佐藤委員)

はい。

(飯塚課長)

では、一部の方はご存知でおさらいになってしまいますが、今しばらくお付き合いいただければと思えます。

まず、資料4のほうをご覧ください。

条例改正検討の経緯ですが、まず1としまして、令和3年度第3回推進委員会でLGBTの当事者の方からお話を伺うという機会を設けておりました。内容については次の資料5になります。ヒアリングした内容としましては、「LGBTの方々への理解・促進」ですとか、「カミングアウトや相談する相手との関係性」、「現状における自治体や支援団体が設置する相談窓口の認知度や利用度」、「自治体が負うべき役割はどのようなことか」、裏面には「職場や学校、公共施設などのインフラ面で主に留意すべきことは」というようなことを聞いていたようです。

資料4のほうにお戻りください。このようなヒアリング結果を踏まえて、こちらの委員会で委員の皆様からいただいた意見が2の(1)にまとめてあります。委員会での主な意見としましては、アとしまして、条例等の整備ということで、アからエまで、当時意見をいただいております。

まず、アとしまして、現在の足立区男女

共同参画社会推進条例は、性別による権利侵害の禁止をうたっているが、性的指向や性自認については明記がされていない。イ、性的指向や性自認に関する差別の禁止やアウトティングの禁止などを条例に盛り込み、偏見にどう立ち向かっていくかというルールづくりが必要。ウ、他自治体の条例には、新たに性の多様性を含めた条例を作成する形と、現在ある条例に性の多様性についての項目を追加する形が主にある。エ、他の自治体なども参考にして、足立区のやり方を考えていく必要があるということで、条例等の整備について意見をいただいております。

意識啓発についてはイのところ、アとしまして、性自認や性的指向について低年齢から始まっているというところから、幼少期からの啓発がとても大事である。イとしまして、資料5のところであったんですけども、小学校入学前でも25%の男の子が性自認に違和感を感じているというアンケート結果があったというところで、どの世代も継続して啓発していくことが必要。ウ、LGBTの問題は根本的な区民の意識の問題が大きいと思う。エ、大手企業などは研修等で進んでいるが、中小企業などはまだ理解が不足しているのではないかとというような意識啓発に対するご意見をいただいております。

そういったことを踏まえまして、今後の方針として、「男女格差の是正」と「多様性の尊重」の両輪を実現していくに当たり、条例の名称を変更するのかを検討。

また、2点目として新たに条例をつくるのか、現在の条例の条文を変更していくのか検討ということで、当時まとめていただいたようです。

当時のこの意識啓発に対する意見に基づ

いて、今現在は保育園や小学校等でもこういった教育が始まっていて、LGBTの出前講座等も我々行っています。当事者の方に小学校、中学校に行っていただいて、お話を伺うことで、子どもたちも非常に感銘して素直に話を聞いていただいたりしております。そして、企業向けには出前講座などはなかなか時間設定が難しいという意見もあったことで、本日通知したところなんですけど、リモートで勉強できるように、eラーニング講座を開始しました。今年基礎編ということで設定しましたが、ぜひ皆さんにご利用いただければありがたいなと思っております。

意識啓発は進んでいるところですが、条例の整備についてはまだ止まっているような状況が現状でございます。

資料6が23区、前回もお出ししましたが、もうちょっと簡単な感じで23区の一覧を作りました。条例のほうに「基本的理念に性的指向又は性自認の尊重」が記載されているか否か。また「差別禁止」の記載があるか、アウトティングの禁止があるかということころを丸バツで一覧表でまとめましたので、こちらをご覧くださいと思います。

簡単ですが、私のほうから以上となります。

**(石阪委員長)**

それでは、ちょっと補足をさせていただきます。

先ほどお話がありましたように、担当所管課のヒアリングも実はこの会議の場で行いました。そこで出てきた意見というよりは、そのレクのとときに、性的指向や性自認についての違和感を持つのは、もう小学校入学以前というのが非常に多いんだと。でするので学校教育で、例えば中学校から始めると、高校から始めるのではもう遅過ぎる

と。小学校入学前からそういった多様性についての理解、これをやっていく必要があるんだという、そういうアドバイスもいただきました。これは当事者の方でしたかね。当事者の方かな。

それから、カミングアウトですね。その前提としてはやっぱり信頼と共感がキーワードということで、これはアウトティングに対するやはり強い人権侵害に当たるということなので、やはりこれは規制していくべきなんだという、こういったご意見も当時いただきました。

それから窓口。これもしっかりつくっていただきたいということ。

それから自治体としては、そこで非常に議論になったのはトイレの問題ですね。例えば新しいトイレを造るときに、男性トイレ、女性トイレという2つしかないということで、いわゆるジェンダーレスであったりとか、ジェンダーフリーのトイレ、多目的トイレであったりとか、こういったものが足りないというところ、こういったご意見もいただきましたし、それから制服とか学校の体操服とか水着とか、このあたりも男女の差というのがすごくあって、このジェンダーレス化の状況、これはかなり変わってきているとは当時聞いていたんですけども、男女は例えば違うものを着るというのではなくて、同じものを着るというところも増えてきているんだという。

それから制服についてはスカートではなくてズボンですね、そういったものも今導入がされているというお話を伺って、これは途中経過でした。今どういう状況かはちょっと分からないんですけども。

ということで、総括をするとやはり今の男女共同参画社会推進条例の中には全く書き込みがないんですね、この部分ね。だか

らこれを一つの考え方としては、条例をきちんと整備をして、その条例の中に書き込むということが必要なんじゃないか。これは足立区として条例の中に入れるというのが、参考資料の中に条例と書いてあるところで法的拘束力はあります。それから制定手続、これは議会を通さなきゃいけないので、これはかなり大変なんです、変えるとなると大変。議会で反対される方がいるかもしれません、ひょっとすると。だけど議会を通すということ。

それから、これはだから行政の姿勢ですから、行政としてはこういうスタンスでいきますと条例に書き込むというやり方が一つ。

それからもう一つ、これは他の自治体でも結構行われているんですが、これを要綱で決めてしまうというパターンですね。条例化しないと。よく計画だけでやるとか、要綱として制度だけ動かす。これは議会を通す必要はありませんので、区長決裁になります。今、足立区でやっているファミリーシップだったりとかパートナーシップ、この制度は恐らく要綱ですね。だから根拠となる条例はないということです。だから行政がぱっぱと進めてしまった。早くできたというメリットはあるんですけども、いわゆる条例としての根拠はないということになります。

ですので、今、足立区は要綱のみで様々な施策を進めているというのが実態であって、条例としての根拠というのはありませんと。

他の23区の地域、資料6にありますけれども、丸がついているところは既に条例の中に書き込みがあるということになります。これは下のほうが丸が多いんですけども、地域的に面白いのは、比較的山手線

を半分にぶった切った場合、東のほうはバツが多いんですね。なぜか東部のほうはこれが進んでいないと。比較的西のほうですね、杉並とか渋谷、世田谷とか、これは比較的丸が多いと。かなり東京都も東部と西部でかなり状況が違うと。

それから、やっぱり女性区長のところは比較的丸がついているところが多いとか、いろいろ地域の傾向もあるのかもしれませんが、足立区はいずれにしてもバツバツバツと、一番上に書いてある状況です。

こういった状況も踏まえて、今条例の中に書き込むという自治体が増えてきている中で、足立区としてはどのような形にすればいいのか。条例の中に書き込むという場合は2パターンあって、一つは今の男女共同参画社会推進条例の中にこれを書き込むというパターン、例えばここにある中野区みたいなケースですね。男女の条例とは別に新たに多様性条例をつくるというパターンがあります。これはやっぱり区のスタンスによるんですけども、東京都ではなかなか新たな多様性条例をつくっているところは、ほかはあまりなさそうですので、恐らく既存の男女共同参画社会推進条例の中にこの多様性の文言を入れるというところが多いのではないかと思います。これはもしつくるとなれば、どちらかを選ぶということに結果的にはなります。

それから、もう一つはこのアウトティングの禁止です。これが入るかどうかが。これ今条例の中に入っている自治体のほうが圧倒的に少ないんですけども、ここまで踏み込むかということですね。アウトティングというのは、ほかの人にむげに情報を知らせてしまうとか、発信してしまう。これを禁止するという事なんですけれども、こういったところまで踏み込むかという、幾

つか自治体によってもかなり温度差がありますし、方針の違いもある中で、今日は皆さんに忌憚のないご意見をまずはちょっと伺いたいと思います。

じゃ、それぞれ。まずは今の男女共同参画社会推進条例の中に全く書き込みがないと。このままでも動くは動くと思います。先ほど言ったように要綱という形で制度を動かすことはできるんですが、やはり条例として新たにこれを書き込むということが必要だと皆さん思うかどうかというところですが、これいかがでしょうか。もし何か皆さんご意見があれば。

ちょっと議員の皆さんに聞いてみましょうか。これ、議会通りますかね。どうなんですか。

#### (ぬかが委員)

ちょうどこのLGBTQの問題があったときに、私も当事者の方々と面談をずっと、議会のサイドで重ねてきていて、区長ともかなり話をして議論したときに、区長もやっぱりあの状況では条例は通らないから、だから要綱でとにかく進めていきたいというのが当時だったと思うんですけども、ただ逆に私は条例……つまり議会サイドから、会派は違うけれど公明党さんもうちもやっぱり必要と思っているけれども、議会サイドからやってねと言って、やりますというよりは審議会で答申が出て、条例化すべきということで、条例化をすれば今お話があったように法的根拠があるという点で、答申されたほうが区長も、審議会からこう指摘されたので条例にしていきたいと思いますということが言いやすいんじゃないかというふうには思うんですね。

若干そういう問題な発言をされた議員も今議会にはいますが、議会の構成比率も変わってきていて。

**(石阪委員長)**

選挙が一回あったんですね、5月にね。

**(ぬかが委員)**

5月に選挙があって、公明党さんと自民党さん、同じ数になりましたし、それから女性の議員は非常に増えましたし、どちらかという自民党さんの中でもすごく強く反対をしたい議員さんが減っていると。議会からいなくなられたということもあるので、ある意味チャンスなのかと。

というか、もっと申し上げますと、この審議会で答申されること以上の最善の策は、これから足立区にきちんと条例として書き込んでいこうと思ったら、それ以外の策というのはやっぱり薄いかなと。つまりここでやるというのが非常に意味があるのかなと、私は思いました。

どうぞ。

**(石阪委員長)**

いかがでしょうか。

**(さの委員)**

我が党も本当にこのLGBTQについては当事者の皆様とも本当に話し合いをさせてもいただいておりますし、いろいろなお話を聞く中で、うちは13名中、男性10名、女性3名なんですけれども、一つの事柄について全員で同じ目線に進むというのが党のスタンスなので、本当にみんなが絶対に誰も取り残さないという視点でも大事だということでは意見がまとまっておりましたので、ぜひ今回のこの答申に入れていただいて、あと本当に今話があったように選挙を経て、例えば維新の会とか新しい方たちがすごく変わって、若い方たちは何でも変えたいぐらいの勢いで今来ているので、そういう意味ではすごくチャンスかなとも思いますし、ずっと要綱でいろいろなことを進めてきた足立区ですけれども、やはりこの

一覧表を見ても、これが条例に入る入らないというのは、足立区のいろいろな意味でPRというか、本当に暮らしやすい町であったり、SGDsを進める町ということでもいいPRにもなりますし、ぜひこれは答申をこの審議会でして欲しいなというふうに思っております。

**(石阪委員長)**

ちょっと國府田さんに伺いたいのは、条例化するというメリットと、それから要綱で進めてしまうというのは多分違うと思うんですけども、条例化するメリットはありますか。

**(國府田委員)**

そうですね。もちろん法的な拘束力というか、法的根拠があるというところではやはり強いと思います。要綱とかで決まっても、結局罰則とか何もない状態ですし、何か決まっているんだぐらいしかやらないんです。条例としてしっかり作成されて、公表されていれば、その分しっかりと区としても動いている、行政として動いているという立場も明確にできますので、そういう点では条例化するメリットというのは大きいと思います。

**(石阪委員長)**

恐らくこの分野についてもということですね。

**(國府田委員)**

そうですね。

**(石阪委員長)**

という皆さんからのご意見でしたけれども、まず一つ、やはり条例化することによって、その法的な根拠ですね、これが生まれると。今まで足立区がやってきたことというのは結構要綱でばっと、これはとにかく時間がなかった、スピーディーに進めるという、そういう緊急的な施策だと私は思

っているので、法的に云々よりはとにかくやっつけてしまおうということで進めてきましたが、これは今後のことも考えると、きちんと条例にうたうということが必要だと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

これについては、皆さん、特に反対という方はいらっしゃらない。条例までやらなくてもということも一つあり得ると思う。今要綱でもできているので、ファミリーシップ等々もあるということだから、特に条例はという意見もあると思うんですが。

杉本さん、何かありますか。

**(杉本委員)**

私は条例化に賛成の立場なんです、個人的には。なんですけれども、大変申し訳ないんですけども、私が所属している組織はちょっとこちら方面に対して、いまいち理解がまだまだかなという方が多いのが事実なんです。

こういう言い方がいいか分からないんですが、足立区の場合は区長を筆頭にやはりこの男女共同参画であるとか多様性の話というのは準備はしてきたけれども、なかなか表に出せなかったというところの一つの理由がやっぱり議会対応という部分があったという歴史が、以前あったというのは聞いています。

今回、要綱という形であったのと、皆さんご存じのとおり4年前にちょっと議会でトラブルもあり、あったからこそできたというところがある。今これをあえてどんとしたときに、また、結局条例なので最終的に我々議会での可決が必要な案件になってしまったときに、また一悶着、二悶着ある気はするんですね。そのときに、もちろんこのシステムとして、ここの委員会に集まっている方々というのはもちろん基本的に

今の考え方をしっかりご理解されていて、こういった条例に前向きという方がそろっているところと若干まだ温度差があるのは事実なんです。この前、町会の方々を見てもらったときもそうだったと思うんですけども、やっぱり若干の温度差をまだ感じているところなので、まずその温度差を縮める作業をもうちょっと丁寧にしないと、足立区の場合どうなんだという、今不安はあります。

僕は条例化したいんです、したいんですけど、じゃ、いきなりそれを多数決で、はい可決というふうに行くかなというのはちょっと少し不安があるのが現状です。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。私たちがこの委員会で今議論して出す結論というのは、議会を通るかどうかではなくて、真に区民にとって、区にいる人にとって必要かどうか。現状がどうであるか、立法事実がどうであるかということが大変重要かと思っています。そのために事務局にも以前のヒアリング結果を今回共有していただいたということです。

今、杉本さんにも出していただいたという事件も過去には足立区では起きていて、そして、その時点で考えるとそういった議員がいた、そういった発言があった。そしてそういう発言をする議員を選出するという意識が区民にあったということなど、そして、その後、じゃ、意識はどう変わっているか。これは男女の調査をやっていますよね。調査のところで性的指向、性自認に関するところも取っているんで、その辺もちょっと事務局にはその後どう変わっているのか、変わっていないのか、フォローもいただきながら、本当に私たちが必要な事態なのかどうかということ情報をいただ

いて、検討するのが筋かなというふうに思いました。

**(石阪委員長)**

今のご発言は、議会は取りあえず置いておいて、この委員会として、まずはこの条例、これをかなり重く見ている方がやはり多いと。きちんと法的な根拠を持つと。それによって今の制度、これもブラッシュアップされていくと。もしこれ条例がないということになると、結局これはまたその場その場で対応して、これも必要な、あれも必要なとやっていくと。

ですので、法的な根拠が必要だというご意見が多いんですけども、これは前回の議論でも皆さん大体そういうご議論が多かったと思うんですが、ほかの方々、どうですか、この点についてどう思われるか。

片野さん、どうですか。

**(片野委員)**

すみません、遅れてしまって。やはり条例があるなしは結構大きいと思うんですね。それで実際に23区を見ても、ないところがまだあつたりしますけれども、足立区の男女共同参画推進条例はかなり昔にできているので、やはりアップデートする必要があると思うんです。

**(石阪委員長)**

これ何年にできましたか、最後に改定したのは。

**(大高主査)**

最後には、議員の皆さんを委員に加えるので改定はしているんですけども、大きな中身自体は変わってはないので、実の中身としては平成15年に。

**(石阪委員長)**

平成15年、平成15年につくられた。

**(大高主査)**

はい。

**(片野委員)**

という形なので、やはりもうアップデートする。アップデート、ほかのところを見てみると、アップデートする際につくり変えているところもあつたりするので、そういう傾向を見ていると、やはり足立区もそろそろ、平成15年ってかなり変わってきていますので、内容等も変わっていくのが必要だと思いますし、まず、変える必要があるということを訴えていくこと。変えるなら、こういうことを変えていかなきゃいけないということを、本当に真摯にこの委員会を中心に話し合っ出ていくことが望ましいんじゃないかと思っています。

**(石阪委員長)**

そうすると、この多様性の問題はもちろんですけども、20年前にできたこの条例をもう一度ここで見直していくという作業も必要かもしれません、場合によっては。この間、もう大きくいろいろなことが変わっていく中で、やはり条例全体を見直していく。その中で多様性に関するものも上がってきているということも必要なので、多様性だけをただ断片的に加えていくということではなくて、今の時代に合ったものなのかどうかを委員会としてはきちんと精査するということは、やはり片野さんは必要という。

**(片野委員)**

はい、そう思いますね。どちらかに偏ってしまってもいけなくて、多様性のほうに重きを置かれて、女性団体が反対するという状況も他区ではあつたりするので、やはり両輪で考えていくことが必要と私は思っています。

**(石阪委員長)**

ここはちょっと議論の分かれるところなんですけど、先ほど他区の例とありましたけ

れども、実は女性団体がこの多様性の部分を、男女に加えることに対して結構反対という意思を示されているところもあります。つまり男女共同参画というのは男女の格差を是正すると。これが主目的であるということなので、多様性の尊重というのはまた別の議論だということですね。

そういう場合、団体は別に条例をつくるんだったら分かると。多様性条例のようなものを別途つくるのであれば分かるけれども、男女共同参画の趣旨が変わってきてしまうんじゃないかという危機感を持たれている団体の方もいらっしゃるんですね。

#### (片野委員)

そうですね。決して、足立区の場合、私たち足立区女性団体がそう思っているわけではなくて、どちらかという逆で、私見ですけども、私自身はそれを言われてもぴんと来ないです。ジェンダーですよ。なぜそこで分けて考えるのか。問題意識を持っている人が多くなるということでは非常にいいことだと思ってるんですね。なので、ちょっと年齢的なギャップも少しあるような感じもするんですけども、やはり今の包括的な考え方になってきている中で、やはり男女と性の多様性を分けて考えるというのは、ちょっと私としては、もしつくり変えるのであれば、その辺は足立区らしく、もう両輪でいくということを、どちらも欠けても駄目というふうになっていくといいなというふうに思っています。

#### (石阪委員長)

ただ、この他区の例でいうと、例えば中野区は「男女平等基本条例」という条例と、それから「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」、これ多様性条例というのを新たにこれをつくっているんですね。恐らく男女の問題と、それから人権を含め

た多様性の尊重というのは別の柱立てで進んでいると。ほかの市も結構あります。条例を別につくると。多様性の問題、人権の問題。これはまた男女の問題とはちょっと違うんだという、そういう考え方で2つ併記されている。

都内では恐らく23区内ではここだけですかね、中野だけですね。ほかは男女とくっつけてしまっているということですね。

ちょっと気になったのは杉並区の「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」、これは多分男女とは別につくったという意味ですかね。それか、恐らく男女の条例をここは持っていないくて、そして多様性の条例だけを後からつくったと。実は都内にはそういう自治体もあります。男女の条例を持っていないくて、新たに多様性の問題が出てきたから、多様性だけつくったという、そういうケースもありますので、これ今後皆さんと一緒に議論していくときに、このあたり、今、足立区は男女がありますから、この中に書き込むということで皆さん恐らくイメージされていると思うんですが、そうじゃないということもあり得ると。

#### (内藤委員)

中野区のは、この2つ目の条例の経緯を知っているんですけども、必ずしも女性差別と多様性の尊重のところがバッティングするから別にしたという経緯ではなくて、男女とか障がいとか、それ以外のいろんな属性のことを、上に基本条例のような形で2をつくるという仕組みでつくったものとして、そのために具体的な規定であるところの、こういった差別禁止とかアウティングの禁止がこの2には入っていないというつくりなんですね。これが上位の条例としてあって、この下にぶら下げていくような



イメージが示されていました。

あと今のバッティングするんじゃないかという見方があるという話ですけれども、私も片野さんと同じですごく違和感があって、女性差別も差別であり、人権の問題であるから、それは障がいであっても人種であっても同じことですので、本来はそういった包括的な人権尊重、差別禁止の下でくくるべきもの、恐らくは施策の予算の問題で、ほかの属性に対する人権尊重とか差別禁止の施策が入ってくると、そのための予算が取り合いになるというような、そことの関係で反対が起きるということがあるのかなと思うんですけれども、片野さん、どうですか、そのあたり。

**(片野委員)**

それは聞いています。要するに多様性が入ってきて予算が減った、あと、課から係になった、係もなくなったみたいな話を他区で聞いていたりするので、そういう、ずっと女性の男女平等をやっていた方からしてみれば、どんどん縮小しちゃっているんじゃないのというふうなイメージなんです。

そこはもう新たな視点で見たほうがいいのかというふうに思っていて、多様性のダイバーシティを推進していらっしゃる方たちの意見でも、両輪であると書かれている方はかなりいらっしゃるんですね。ですので、そこを広い視点で考えていくという、先生がおっしゃったとおりですけれども、そういう視点で新しいものをつくるのであれば、やっぱり先を見据えてつくらなくちゃいけないものだと思うんですね、ある程度。すぐ変えるというわけにはいかないと思いますので。

10年後どうなっているのかなということを視点として考えていけば、おのずと道筋

は決まっているように思うんですね、私としては。見えてきていると思うので、そのあたりをこども、私も含めて勉強をしながら、新しいものをどうつくるかを考えていったらいいんじゃないでしょうか。

**(石阪委員長)**

ここで1点お伺いしたいのは、例えば女性団体という場合に、性による団体ですね、女性団体、例えば男性団体もあるかもしれないですし、これ多様性ということを見ると、女性団体の逆に言うと存在意義というものを再構築していかなきゃいけないと思うんですね。女性だけの団体。例えばこういった方々は女性団体に入れるのかどうかとか、男性も女性団体に入れるのかとなったときに、これどうされるのかなというのをちょっと気になっていたんですが。

**(片野委員)**

今、足立区の女性団体連合は女性だけというわけではないんですね。

**(石阪委員長)**

ないんですね。

**(片野委員)**

はい、ないです。もちろん女性が多いというのはありますけれども、要するに男女共同参画というのは、女性だけが頑張っても達成しないんですね。やっぱり一緒に動いてくれる男性の方がいないと難しい。ですので、そこは女性だけとか、私たちの団体は、この間も確認しましたがけれども、トランスジェンダー女性の方もウェルカムな団体です。ですので、女性だと言っていれば女性なんだろう、女性であるべき、女性として認めるべきという考え方ですので、生物学的な女性だけの団体というふうに見られることは、ちょっと私たちとしてはとても残念と思っています。

**(石阪委員長)**

ですから、会員になるのは別に生物学的に男性であろうが、トランスジェンダーであろうが構わないということですね。

**(片野委員)**

はい。

**(内藤委員)**

今、女性団体の話になりましたけれども、女性問題とか、女性団体というのは性別の問題をやるということであって、女性の差別というのは、反対に今男性の差別、人権の問題、性別に関する人権侵害マターの話なので、そこはもちろん女性だけが取り組む話ではなくて、ここでは男性の問題も取り上げてきたと思うんですけども、そういう問題でもあるし、あと性的指向、性自認の話を考えてみれば、その他の障がいや人種ということよりも、より性別に近いマターで、今回ヒアリングペーパーの裏面にも、男女の二元的な考え方が蔓延しているということ、団体当事者の方は言われていましたけれども、性別二元論とか、異性愛主義とか、こういったものがあって、それは性別問題にも大きく関係している。女性だからと言って、女のくせにとか、男のくせにというのは、ここでも長く議論してきた性別役割の問題であるし、今、片野さんがおっしゃったように、トランス女性は本当に女性差別を、トランスジェンダーの女性は生物学的には男性ですけども、トランス女性、自認が女性だということでトランス女性だとすると、女性差別を受けているんですね。女性としての差別を受けている。

そういうような意味で非常に性別問題と、性的指向・性自認問題は、ほかの属性の差別にすごく近い問題ですので、ここで多様性の条例というふうに広げる、すごくいろいろな多様性まで広げるかどうかはさてお

き、少なくとも性的指向・性自認に関しては性別マター絡みのマターなので、一緒に取り上げるのはすごく適しているんじゃないかなというふうに感じました。

**(杉本委員)**

一つよろしいですか。

**(石阪委員長)**

どうぞ。

**(杉本委員)**

多分よその区の条例でいうと、多分今日の議論を聞いていると、足立区は今後改正して目指すのに一番じっくりくるのは、多分この例でいうと杉並区の条例を見ていただきたいんですけども、「杉並区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」という名前なんですが、今、内藤先生がおっしゃっていたように、今日のこの資料4の話だと、男女格差の是正と多様性の尊重の両輪という、多様性の尊重だと、すごく大きくぼやけてしまうところがあるので、さっき片野さんがおっしゃっていましたが、もともとは多分性の多様性的な発想が出てくる前のまず前段階として男女共同参画という、男性と女性という二元論的なところから始まっているところでの格差、共同参画というところなんで、今回そういう意味では性別の垣根を取っ払いましょうというコンセプトでやるのであれば、足立区の新しい条例を求めるのであれば、性の多様性とはっきり書かないと、この今日我々がやっている会議の内容とはしっかりこないのかなという気はします。

さっきのお話を踏まえて。ごめんなさい。付け加えて以上です。

**(内藤委員)**

性のということですね。

**(杉本委員)**

そうです。多様性だとさっき言った多文

化共生、障がい者、そっちも入ってくるので。

(石阪委員長)

それだけだと。性の多様性。

(杉本委員)

というのをはっきり書いたほうがいい。

(石阪委員長)

ということは、今のご発言というのは男女、今ある既存の男女の条例にプラスして、性の多様性条例をつくるべきだと。

(杉本委員)

そうですね。男女も書かなくてもいいんじゃないかという言い方をして、性別にかかわらず共同参画しましょうということですよ。

(石阪委員長)

これは恐らく性の多様性が尊重されるというのは多様性のほうですね。男女は入っていないんじゃないかな、これ。

(内藤委員)

性を理由とする差別の禁止は入っているので、性別と一緒に入っていますね。

(石阪委員長)

じゃ、名前を変えてしまったんですね。多分当初、杉並は男女だったと思うんですけど。

(杉本委員)

杉並、さっき言っていたのは墨田の。

(石阪委員長)

墨田区。

(杉本委員)

墨田区です。墨田区が「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」。

(石阪委員長)

これは2つくっつけたパターンですね。名前そのものを多分男女だったのを多様性も入れたので……

(杉本委員)

今我々が議論しているのは、多分これに一番近い雰囲気を受け取っているんですけども、その理解は間違いないかなと、ちょっと確認も含めて今。

(石阪委員長)

そのとおりです。今の足立区の男女共同参画社会推進条例の中に、もし多様性を書くとすると、もし名称まで変えるとなると恐らくこういう形になるのかなと。名称まで変えるとはですね。

ただ、名称を変えないということになると、この男女の名前が多分そのまま残る。その中に多様性の表記が入ってくるという、そういう形になると思います。

(内藤委員)

いろいろなパターンがありますね。男女条例のまま、文京区さんなんかもそうですけれども、そのままでの性的マイノリティの差別禁止を入れていますから、様々なパターンがあると思います。内容をどうするかということと、名前もつくり変えるのかとか、本当に中野区の2みたい、すごく広くて性の多様性だけじゃない多様性も含めてやるとか、性の多様性をくっつけるとか、様々なパターンが。

(杉本委員)

ちょっと自民党議員が、ここまで言うという感じもするんですけども……

(石阪委員長)

かなり踏み込んでいると思います。

(杉本委員)

逆にそこまで含めるんだったら、男女だけ書いていると、それはそれで何かほかの人たちは含まれていないのという、条例のタイトルからそういうニュアンスを受けてしまうかなという気がする。

改正で名称も変えてもいいんですよ、ルール上。

**(石阪委員長)**

大丈夫です。名称も変えられます。

今のご発言は、どちらかというとな男女共同参画、既存の条例の中に多様性を入れると。名前まで変更するというところですよ。

これ、実は条例の中にこれを書くことによって、例えば先ほど内藤さんからもありましたけれども、トイレの問題ですね。トイレ、基本的には足立区の財政的な問題で、トイレがどうしても多目的であったりとか、ジェンダーレストイレが造れないという発言を当時いただいたと思うんですよ。

ところが、これもし条例ができれば、やはり多様性に合わせたトイレを造るという形になって、いわゆる財政的にはできませんということももう言えなくなってくる可能性があります。さらに制服とか、もろもろ、もうそういうものに配慮しなきゃいけない。これ条例に書いてあるんだということになると、そういったことが一気に進むんじゃないかなと個人的には思っています。

ですから、条例化するということはかなりインパクトがあって、足立区の様々な施策の中にこういった考え方が実際に大きな変化が出てくるという意味では非常に大きいと思うんですが、ほかの方々の意見を聞いてみましょうか。

田口さん、いかがですか。この問題、どうですか。

**(田口委員)**

名前を変える。

**(石阪委員長)**

のも含めて、つまり条例を制定するということに対してですね。

**(田口委員)**

すみません、あまり知識がなくて申し訳ないんですけども、要綱にしたというときにかなりスピーディーにスピーディーに

やられていたんですけども、全くスピード感は違う。本当に違うのと、その段階というのも全く違うものになるということですよ。

**(石阪委員長)**

要綱はすぐにできますね。ファミリーシップのときも早かったです。いわゆる問題発言があったときに、あれから3か月ぐらいでしたかね、もうできちゃいましたね。あつという間に、これはもう議会を通さずに要綱でぱっとつくってしまったがゆえに、ああいったファミリーシップが出来上がったと。

**(田口委員)**

あとの足立区の先ほどの条例が平成15年に、基本的にはそこでつくったものということで、その3項目はバツバツバツとなっていて、ほかの区は全部3つとも丸のところもあるし、幾つかのところもあるということで、足立区が四、五年前の全国的にもかなり取り上げられたことがあったにもかかわらず、そんなスピードになる……

**(石阪委員長)**

条例改正までに至っていないということですね。

**(田口委員)**

ほかのところは、こういうLGBT関連の文言の記載の問題は、ほかがいつ改正されてこの丸になったかというのがすごく気になっていて。

**(石阪委員長)**

例えば私、別の自治体で同じようなことをやっていますけれども、例えば足立区というファミリーシップとかパートナーシップをつくるのに合わせて、もう条例もつくっちゃいました、一緒に。だから条例を根拠にして、そういったものをつくると。

**(田口委員)**

ほかの。

**(石阪委員長)**

ほかの市ですね、僕の場合は。東京の町田市ですけれども、新たに多様性条例をつくってしまって、条例とその制度とを並行してやっただけだから議会を通したということですか、ちゃんと。

**(田口委員)**

そこは物すごい早さで動いたということですか。

**(石阪委員長)**

いや、だから早くないです。足立区のほうが全然早い。だけどやっぱりじっくり条例をつくってやりましょうということで、条例に基づいて、こういった制度設計をすると、そういう進め方をやっている自治体もあるということですね。

**(飯塚課長)**

ちょっと補足していいですか。要綱でやっているのは、足立区はパートナーシップとファミリーシップの宣誓制度と証明なんですね。要綱にはこういった人権のことは一切うたっていないです。

**(石阪委員長)**

人権はないです。制度だけですね。

**(飯塚課長)**

制度だけ。ほかのこの条例で性の多様性の尊重とか、今丸がついている区は、うちより後だったりしますけれども、その条例の中にファミリーシップを埋め込んでいるというのがあります。

足立区はとにかく例の問題があったときに、まずファミリーシップ、そこが皆さん不便を感じていらっしゃる場所だったので、現実的な問題として生活に対して対応していこうということで、ファミリーシップ、パートナーシップを認めることで、皆さん病院の面会ができたとか、あと不動

産関係も手続ができるだろうというところで、実を取ったというところですかね。そこでスピード感を持ってやらせていただいた。それは要綱でするので議会の可決は不要ですから、区長決裁でというところでやらせていただいています。

ただ、基本的な理念で性の尊重ですとか、差別禁止というところの拘束力を持つ部分は条例ということになりますと、かなりお時間が必要ということで、まだ温めなきゃいけないような雰囲気もさっき伺ったところですけども、ちょっと時間がかかっているかなというところですね。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。今、条例か要綱かみたいな、この違いの参考資料も出していただいたので、そういう議論にちょっとなっているんですけども、重要なのはどういうルールをこの自治体で、地方公共団体の中で持つかという、どういう実態があるから、どういうルールを持つべきかというところがまずあって、それをどのような強さのルールにするかというのがあると思うんです。こっちを先に今議論をしても別にいいんですけども。

それに当たって、事務局だと思んですが、お聞きしたいのは、要綱でパートナーシップとかファミリーシップを今やられているということなんですけれども、足立区の中でこういった人権尊重とか差別禁止、この性別絡みじゃなくていいんですけども、そういったものを要綱で定めていることがあるのか。あと他の自治体でもそういった要綱で定めることが多いのかどうか。私は結構知っていますけれども、条例が多いのではないかなという気がしていますが、その辺、もしご存じでしたら教えてください。

(ぬかが委員)

飯塚さんが分からなければ、私が。

(飯塚課長)

すみません。

(ぬかが委員)

総務のほうだから、人権のほうで。

足立の人権について、人権指針というのがあって、でもそれはまさにLGBTQの当事者団体の方々が人権条例をつくってくれということ、議会に請願で上がっていたこともありまして、つい最近までずっとそれは継続していたんですよ、改選まで。毎回毎回総務委員会というところで議論してきたんですけども、ここにあるような中野区さんだとか、それから東京都もオリンピックのときに人権条例をつくりましたし、とにかく人権条例をつくろうよと。

今、人権指針の中では「男女」とか「LGBTQ」とか「障がい者」とか、あと「拉致被害者」とか、様々な各種人権、7種類か8種類に分別して、それを全部こういうふうに大事にしようよということの指針を持っているんだけど、条例が拉致問題の条例しかないんだよね。

(杉本委員)

そうですね。条例はたしかにそうですね。

(ぬかが委員)

それも議会発案で全会派一致で、それだけ人権条例があって、大本の人権指針の条例がないというのは、非常にいびつな状況の中で、やっぱりそこをきちんとうたう条例をつくってくださいというのが当事者団体の請願として出ていたんですよ。

私、ずっとさっきから考えていて、さっきの片野さんの発言と、あと内藤先生の発言で私の中でもすごく整理されたというか、何種類もいろいろな人権課題としてはあって、でも全体を総合的に条例にしましょう

よと言っちゃうと、それは多分この男女共同参画の範疇を超えてしまって、政策経営というか総務部というか、そっちになっちゃうなと思いますと。ましてやどちらも、先ほど言われた性別に関する人権侵害マターの問題でもあり、男性の問題でもあると、そういう点で分ける必要はないんだよという、これで整理されるのかなと。

つまり7つの指針の中では分けているんですよ、男女とLGBTを。だけど条例上は、条例上というかこういう実際のもので先ほどの考えでいけばそうなんだと、非常に納得したというか。

(内藤委員)

他の自治体の要綱と条例の区分を教えてくださいんですけども、知っている限りで。

(飯塚課長)

すみません。要綱はまだ調べていないんです。要綱を持っているかどうかというのは。

(内藤委員)

傾向としては多分これで結構な自治体が条例化していると思えると思うので、方向性としては要綱という感じではなくて、条例で。東京だけじゃなくて、方向としてはもう。特にこのアウトティングの禁止なんて、今国の法律で、労働施策総合推進法ですけども、アウトティングはパワハラだと明記しているぐらいなので、今さらここで後退したものを書くのはもう全く意味がないぐらいだから、これを条例化しなければ全く意味がないぐらいなので、そうなってくると、ルール化するなら条例以外ないような事態なのかなという感じはしますけれども。

重要なのは中身のどういうルールになるかなというところですね。

(石阪委員長)

恐らく今の発言にもあるように、もし条例にしなかった場合は要綱でいくことになるんですけども、要綱の中にこの性の多様性を書き込むということになるんですが、いわゆる法的な拘束力は当然ありませんので、足立区としての指針であったりとか、ガイドラインみたいなレベルになってしまうということになります。ただ、足立区としての姿勢はそれで見えるんですけども、議会も通っていませんから、基本的には区長決裁で、区長のほうから、足立区はこれでいきましょうという、どちらかという宣言みたいな感じになってしまうかもしれないですね。

ほか、皆さん、ちょっと伺ってみたい。佐藤さん、どうですか、この点については。

**(佐藤委員)**

この件に関してはあまりアイデアがないんですけども、さっき言われた男女の問題と、それ以外とか、障がい者の扱いをどうするかとか、多分広げれば広げるほどいろいろ考え方がきつと盛り込まなきゃいけないものが出てくると思っているんですが、ただ私はここに来て3年、ここの席に座っていますけれども、今の議論を皆さんとやっていて、今が潮時かなと、やるんだったらタイミング的にと感じているので、私の素人の感覚だからあまり当てにならないんですが、今やっておいたほうが、後々やるんだったら今しかないなと思いました。

**(石阪委員長)**

佐藤さんは前回いらっしゃいましたよね。令和3年。

**(佐藤委員)**

はい、いました。

**(石阪委員長)**

当事者の話も伺ったと思うんで、今が潮時というお話もいただきましたが。やるん

だったら今。

**(佐藤委員)**

やるんだったら今。

**(さの委員)**

また、多分ここは変わったりするので、委員はね。

**(石阪委員長)**

そうですね。

**(杉本委員)**

真逆のことを言う人が来ちゃうかもしれないです。

**(石阪委員長)**

今度代わるんですか。

**(さの委員)**

うちはもう結構1年ごとに代わるんですよ。

**(石阪委員長)**

ということは恐らく年度をまたぐと。

**(さの委員)**

年度でまた代わるので、そこが継続ができなくて、来た委員によってちょっと言うことが変わったりというふうな、今3年いらっしゃると聞いたので、その方はずっと同じ意識で継続しているんですけども、それぞれのお考えでまた発言されるので、ちょっと変わって……

**(石阪委員長)**

なるほど。

**(内藤委員)**

事務局にもう一点質問してもよろしいですか。条例と要綱にした場合の施策をやれる度合いの違いって、どれぐらいあるのか。

**(石阪委員長)**

これはあくまで一般論ということでもいいですか。

**(内藤委員)**

一般論でいいです。

今日の経緯についての資料4を見ると、

意識啓発みたいところがまず重要な課題ですよね。条例をつかって、こういうのができましたと。区民に向けていろいろやっていくということも一つのすごく大きな意味があると思うんですね、ルール化だけじゃなく。そういったときに要綱である場合と条例である場合、どちらがやりやすかったり、あと予算措置、人員とか、そういうのはどれぐらい差を生じますか。

**(石阪委員長)**

いかがでしょうか。

**(飯塚課長)**

恐らく条例にうたわれていたほうが教育委員会にお願いしたりとか、いろいろな民間に話をしていくときにやりやすいのではないかなとは思いますが。今現在、今の要綱はただのファミリーシップ、パートナーシップしかないので、要綱でこの理念を定義するというのがあまりイメージが自分の中でできない感じではあります。

予算のことに関しては、条例ができてても要綱のままでもあまり変わらないかもしれないですね。我々が何をするかというところで、その裏づけの予算なので、そこら辺は変わらないかなと思いますが、ただ、より皆さんに働きかけていくということと、国のほうで当事者の方からまだまだ不十分と言われていますが、理解促進法もできていますので、しかもあとこの23区のうち半分ぐらいがもう徐々に条例を、品川区も今検討中というような状況にもなっておりますので、気がついたら最後になっているというような事態だけは避けたいかなと思います。

**(石阪委員長)**

いや、でも可能性はあり得るわけですよ。比較的東部のほうはこれを見る限り、なかなか難しいということがあります。

ちょっとまた皆さんに伺ってみましょう。遠藤さん、どうですか。条例をつくること自体はやはりつくったほうがいい。

**(遠藤委員)**

あまりこういうことに詳しくというか、知見がないんですけど、感覚としてはやはり条例にすることで一つステップアップするんじゃないかな。やっぱりある程度強制力がないと、リーダーの方からしても、その普及に対して力が曖昧になってしまうという感じがする。なので、ある程度きちんとした条例なら条例ということによっていったほうがいいんじゃないか。そういう意味では今あるこの男女共同参画とLGBTのほうを一緒にすると、人権とか多様性とかになるとちょっと視点が大きくなりますよね。なので、それを一つにするんじゃないくて、それぞれを生かして論点を詰めて進んだほうがいいんじゃないかなという、感覚的なものですけども。

**(石阪委員長)**

性の多様性条例みたいなものを一つつくって。

**(遠藤委員)**

はい。それはそれで、中野区の男女平等というのと共同参画という文字は違いますけれども、同じようなものかなという意味では2番をまた別途つくったほうがいいんじゃないかなという。

**(石阪委員長)**

男女共同参画に加えて、これでいうと中野区は広い意味での多様性ですけども、性の多様性に関する条例みたいなものを別途、そのほうが分かりやすいということですね。

**(遠藤委員)**

そうですね。

**(石阪委員長)**



ありがとうございます。

**(遠藤委員)**

論点を分かりやすくしたほうがいいかなと。

**(石阪委員長)**

男女は男女、今までの男女格差の是正というところにフォーカスしてという。

**(遠藤委員)**

そんな感じがします。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。市川さん、いかがですか。どうでしょう、この問題。

**(市川委員)**

要綱ができてから、今までずっと条例ができていなくて、要綱ができてから条例にしなければいけない必要性というのがちゃんとないと、条例にしましょうよと言ったって反対論者がいっぱいわあわあ出てくると思うんですよね。それで条例で2003年につくってさ、そこから何にもあまり変わっていないからさ、もう時代じゃないよねと、これは多分一個の理由だと思うんですよね。今の時代は、20年前はもう大きく違うし。

要綱だけだとかこういう問題があると、だから条例をつくるべきだというのがやはりないと問題で、あとは名称については、要は中身の問題なので、会派の皆さんが何か仲よく落としどころがいいところの名称をつくれればいいんじゃないのかなんていうふうに思っています。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。ある程度整理が必要だと思うんですね。要綱と条例、両方も進めていく上で、やはり条例をつくる積極的なメリットがないとつくる意味がない、納得もしてくれないと。それはある程度ここで皆さんと共有するということが一つ大事なのと、それからもう一つは、20年

前につくった男女の条例、これはやはりもう時代にそぐわないので、これは別途見直していく必要があるだろうというご意見もいただきましたので、この2点ですね。これはこの中で次年度、皆さんと一緒に整理していきたいと思っています。

ありがとうございます。

山下さん、いかがですか。

**(山下委員)**

大体の論点は多分皆さんと同じかと思われるんですが、20年前から何も変わっていないということで見直しの改正は必要なのかなという、この目まぐるしくいろいろ、ああじゃない、こうじゃないと、この1年、2年でもすごく変わっていたりするので、ちょっと見直しの改正が必要なのかなと、今の時代とこの先考えてというのもありますし、あと認知度と理解度がまだ年齢によって大差があると思っていて、そこもどうかしないといけないなということもあって、学校側で見ている、子どもとかいうよりも先生たちの温度差というか、理解度が薄いというのがあって、ジェンダーの問題を一時期講座で、学校でやろうとしたんですけど、やっぱり先生たちの温度差によって一度断られたことがありまして、学校でできなかったというのもあったんですけども、先生たちのジェンダーの問題の温度差という啓発も必要だと思っていて、理解度がまだ薄いのかなという。子どもたちはもうそれよりも先にジェンダーのことが、実際起きているんですけども、そこに目をつぶっているのか、理解度が薄いのか、温度が低いのかというのを、ちょっと目の当たりにしている状況です、今。

**(石阪委員長)**

前回のときも議論になったんですけども、学校教育の中で、実はLGBTの問題

を、あまり足立区では積極的にやられていないような印象を受けたんですけれども、やはり条例化するというところはそういうところにも、先生方も含めてきちんとここは教えていかなきゃいけないとか、対応しなきゃいけないということを学んでもらう機会に私はなるのかなと思っていますので、当時からそういう問題がありました。

東京都としていろいろなガイドラインや指針は出てくるんですけども、足立区として独自の、例えば教材も含めてですけども、なかなかなかったというところですよ、このあたり。

それから先ほど言ったように、多分トイレであったりとか、水着であったり体操服であったりとか、この辺は実際、山下さん、どうですか、かなり。

**(山下委員)**

そうですね。変わってきているのもありますし、共通というか、男女共通という水着だったり、ボックスタイプになったり。

**(石阪委員長)**

水着もね、男性でも上まで着ているようなね。

**(山下委員)**

そうです。一体になっているやつだったりとか、体操着も男女一緒のという共通の体操着になってきています。中学生の制服も、私の目検ですけども、ブラウス、スラックスというのは見かけたりしますけれど、逆のパターンというのはまだ見かけたことはないですけど、それが見かけられる率が高くなってきました。ここ一、二年で。

**(石阪委員長)**

スラックスが増えてきた。

**(山下委員)**

はい。性別的に女の子が着ているという

のが、そんなに違和感がないぐらいの数がどうか、多くなってきてというのがあります。

**(石阪委員長)**

これは100%導入されているんですか、足立区はスラックスは。

**(ぬかが委員)**

1校除いて、選べる制服で。

**(石阪委員長)**

それは何か理由がある。

**(ぬかが委員)**

学校ごとに生徒会と校長先生、学校で話し合っ、全部変えていったんですよ。それがうまくまとまらないで、変わっていない学校が1校だけ。35校の中学校の中で。

**(石阪委員長)**

この間、だからある意味ではそういったね、変わってきたという。

**(ぬかが委員)**

でも全部。ほぼ全部。

**(山下委員)**

そうですね。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

じゃ、最後までいきましょうか。すみません。一言ずつ、何かもしあれば。

**(札本委員)**

条例をつくるのは賛成です。これは性の多様性ということで、人権の尊重、人権の問題ですよ。これを要綱レベルで済ませるというのはちょっと軽いと思うんですよ。やっぱり足立区としてちゃんと条例をつくって、そこはきちんと守っていくぞという姿勢を見せるべきだとは思っています。

足立区としては最先端の条例をつくっていただく。これ全部丸がつく。

**(石阪委員長)**

最先端。

**(札本委員)**

最先端でね。全部丸になるというのをやっていたきたいし。あと新しい条例をつくるか、別にするかという問題なんですけれども、私としてはちょっと別にしたほうがいいのかと思っています。というのは、男女共同参画というのは基本的に男女の社会参画を50%50%に、究極の目標としてするというのが目標と思っているんです、私は。ちょっと違うかもしれませんが、それとその性の多様性というのは若干方向性が違うのかなという事は思いました。

**(石阪委員長)**

格差是正の問題と、性の多様性というのはちょっと別なんじゃないか。

**(札本委員)**

そうですね。性の多様性というのはちょっと、おっしゃるとおり違うかなと思います。ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

はい。このあたりも恐らく議論になってくると思いますね。一つは両輪という考え方もあるんですよね。自動車という両輪で走らせると。

**(札本委員)**

そこは形の問題であって、大事なのはちゃんと条例にするということです。

**(石阪委員長)**

条例にする。はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうでしょうか。

**(齋藤委員)**

私も基本的に条例化を目指すというのが最も、こういったデリケートな問題に対して、区としての対応としてはいいと思いますし、先ほど課長がおっしゃられていたように、やはり行政としても関係団体に働きかけるときに条例化されているということ

はとても、重要なのではないかというふうに考えます。

もちろん先ほど片野委員がおっしゃったように、アップデートしていくというのもこれもまた一つ、条例化する意味での大きな理由になるのかなというふうにも考えました。これを分けるかどうか、男女平等基本条例とこの性の多様性を分けるかどうかというところについては、ちょっとすみません、まだ勉強不足でよく、こうすべきではないかなという意見が言えないんですけど、ただ先ほどちょっとお話のありました子どもに、小学生とか中学生にとってのLGBTQの問題、これは人権擁護委員では各学校の要請に従って、人権教室というところでテーマを決めて、そういったことを推進してはおります。

私はまだ人権教室をしたことはないんですけど、ほかの先生方のご意見を伺うと、やはり非常にインパクトがあって、子どもたちの感想も、多様性というところに目を向けることができたというのが幾つか聞かれています。だからそういう意味ではそんなに分けなくてもいいのかなとも思う一方、やはりここところは微妙に違うのかなというふうな気がします。

以上です。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

片野さん、どうぞ。

**(片野委員)**

条例にしていっていただきたいなと私は思っています。

**(石阪委員長)**

分かりました。ありがとうございます。

**(小島委員)**

要綱と条例かについては、個人的な願いとしては条例にしていっていただきたいなと思

います。

それと名称なんですけれども、先ほどお話がありましたとおり、男女という対応にするのか、人権はじゃ、どうするのかということについては、やはり人権は盛り込んでいただきたい内容だと個人的に思いますので、二本立てにするのか、名称を一本化にして、これも盛り込んでいただくのかがいいかなと思われま。

以上です。

**(石阪委員長)**

ただ、人権となったときに性の多様性みたいな表現のほうがいいということですかね。そうじゃなくて人権条例みたいな。大きくなりますよね、かなり人権だとね。

**(小島委員)**

そうですね。ただ、そうなるとちょっとやっぱり難しくなるので。

**(石阪委員長)**

そうですね。恐らくここマターじゃなくて別のところも含めて……、恐らくですけども、性の多様性条例みたいなものもきちんとどこかに文言として、名称に入れたほうがいい。そういうことですね。

**(小島委員)**

はい、と思われま。

**(石阪委員長)**

どうでしょうか。

**(國府田委員)**

結論からして、条例化を進めたいとは思っています。やはり何のためにやるのかというところはずっと意識はしていきたいなというところなんですよね。やはり要綱レベルで動いているし、問題ないからこのままでいいと言われると、やはり重要な人権課題についてこのまま進めるといよりかは、一定程度しっかりとした形に残す必要はあるんだと思います。

やはり今までの動きは、この審議会でのお話とか、こういう提言を通じて議会を動かして検討を重ねていくというのは重要なのではないかと思います。結論としてこの委員会でどうなるかというのと、また議会レベルでどうなるかって別の話だと思いますので、やはり一つの方針、問題点を発信して、共有していくという観点からしても、またあと要綱とか条例の定めたときの実効性の観点からも、やはりこの委員会で決めたことを一度上に上げるような形で検討を進めていくのがよいのではないかと考えています。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。ちょっとこれ事務局に確認ですけども、もしここですけども、仮に答申でやはり条例はつくるべきだろうという答申を上げたときに、その後のプロセスはどうなっていくんでしょうか。例えば条例を見直すとなったときに、何かワーキンググループみたいなものが庁内にできて、そこを中心に動いていくのか。それとも、ここでもうある程度つくってしまった案を上上げるのか。

あくまで委員会は、これは委員会で提案はもちろんすると思うんですよ。具体的にこの文言等々を詰めていったり、内容を検討するという何か、その後のプロセスはどうなのか、ちょっと伺いたいんですが。

**(飯塚課長)**

一度答申を区長のほうに上げていただいて、それを受けて所管として、その中身を法的な部分、文言とかは相談しなきゃいけない部分が残りますけれども、整えて提案なりというところで進めていく形になるのかなと思います。

**(石阪委員長)**

恐らくこの場で議論するというよりは、

どこか専門家の方々でご議論いただく場を設けて、例えばこれは一本化するのか、それとも分けてやるのか、恐らくまたこの委員会に上がってくるわけですね。またそれを議論して、委員会としては、例えばこちらのほうがいいのではないかとか、こういうふうにしたほうがいいのではないかと、こういふことをずっとやり取りしていくと、こういう形になっていくので、もし今日皆さん、お話を伺って、条例を改正するということに対してはほぼ全員の皆さんが賛成ということになりました。

それに向けて、こちらの委員会としては区長に向けて答申をします。やはりこれは条例化すべきだろうという、皆さんの総意で答申をすることになったときには、今度は区長のほうから役所の中で何か部会なりワーキンググループをつくって、そこできちんと条例を改定していくようなプロセスが起り得るということになります。

手続としては、今年度中に区長に申し上げたほうがいいのか、それとも区長のほうから、普通は諮問という形が本来あって、それについて答申をするわけですが、これ別に特に諮問があるわけではないので、我々のほうから区長に対して、これは答申なのか提言なのかちょっと分かりませんが、提言だと思いたすが、今年度中に上げたほうがいいのか。それとももし次年度上げるということになるのか。それによってスケジュールが変わってくるんじゃないかと思うんですね。

3月14日に区長に我々はお会いしますので、もしそのときに皆さんの総意としてやはり条例化すべきであるということを経理に申し上げる機会がもしあれば、そこで一旦申し上げて、次年度それに向けて庁内で検討していただくというプロセスのほうが

いいと思うんですけども、いかがでしょうか、この点について。

**(飯塚課長)**

具体的に進めていくのは来年度に入ってからとは思っております。通常、条例改正は、所管だけでつくっていくところがあります。

**(石阪委員長)**

所管でやるということですね。

**(飯塚課長)**

ええ。

**(石阪委員長)**

そういう形ですね、そうするとね。

**(ぬかが委員)**

理念条例だから、やるというふうにもしなれば幅広く意見を募るし、パブリックコメントも理念条例の場合はやると思うんですよね。改正であつてもね。

**(飯塚課長)**

品川区さんが今、パブリックコメントとかいろいろ進めているようなので、条例を改正するために検討委員会を立ち上げてつくっているようです。例えばこの委員会ですとずっと検討していくということになるのかなと思いたんですが。

**(石阪委員長)**

いわゆる皆さんからご意見を伺うという意味では、この委員会からご意見をいただくことになるんですが、恐らく文言等々も含めて修正していくのは事務局のほうでお願いすることになると思います。

スケジュールを考えると、できればそれこそ来年度末ぐらいにはある程度議会に上がっているようなイメージを持ちたいと思うので、どうでしょうか、難しい。2年かかりますかね、もしやるとしたら。

**(さの委員)**

皆さんって、大体年間に決まっているん

ですか、この審議会の回数とかいうのは。

(石阪委員長)

大体決まっています。

(さの委員)

決まっているんですね。その中でできるかですね。

(石阪委員長)

ある程度事務局のほうで一定、ここで審議を経て。

(ぬかが委員)

だよ。事務局で話すしかないんだよね。

(石阪委員長)

条例の改正だと大体、丸一年あれば。新規ではなくて、できると思うんですけれども、これは2年かける必要ありますか。どうだろう。

(内藤委員)

多分並行して事務局と正副(委員長)のほうとで相談しながら皆さんにお示ししつつ、ご意見を伺いながら進めるという形でいきますよね。

(石阪委員長)

そうですね、恐らく。

(内藤委員)

潮時という話もありましたけれども、皆さんのお気持ちがいま固まっているので、早めに進めたほうがいいのではないかなと。

(石阪委員長)

私もそう思っています。

(内藤委員)

ついでに1件いいですか。

(石阪委員長)

どうぞ。

(内藤委員)

どういうふうな流れでいくという話になっているんですけれども、ですからどこでこの後議論をするのか。ちょっと明確ではないですが、やっぱり条例というだけじゃ、

私たちそれだけを提言して終わりということじゃないと思うんですね。中に何が必要かという議論を実態に照らして、私たちから意見をしていくということが多分来年度必要になってくるのかなと思うので、けれども必ずしもどういったルールをほかの自治体が持っているかというのは、今日こういうふうにとまっていたけりたけれども、この条例の名前をみただけでは分らないと思いますので、新たに盛り込まれた、男女のところは皆さん分かると思うんですけれども、性の多様性部分についてはどうということが盛り込まれているのがトレンドなのかということ、少し来年度なのか次回なのか、まだ3月にあるということですので、情報をいただけるのか。事務局へのお願いになりますけれども、思いました。

それと対になるという意味では、足立区の実態ですね、男女の調査の中で性の多様性のところを取っていますよね。そのところが、何年に一度やっているんですか。二、三年に一度やっていますよね。毎年でしたか。

毎年ではないですね。

でも大体共通項目で取ってきていると思うので、どのように変わってきているのかということも踏まえて、考えていくべきかなと思いました。

あと男女の条例に溶かして込んでいくのか、別なのかという議論もありました。具体的には多分来年度の話なんでしょうけれども、溶かし込みも結構うまくいっていて、多分私が知る限り、豊島区は平成15年にもととの条例をつくっているんですけれども、平成31年にパートナーシップ制度も入れ込み、さらに性的指向、性自認に関する差別禁止とかアウトティング禁止とかも一緒

に入れる男女条例。これは名前が男女共同参画推進条例のままですけれども、中身はかなり盛り盛りの感じになっています。だから、どうやって溶かし込んでいるのかというののいい参考例になると思います。

さっきぬかがさんから、理念条例だからという話が出たんですけれども、多分皆さんなじみがないかもしれませんが、この中野区の2番目が理念条例というようなものです。これはどう評価していいか微妙ですけれども、このバツバツというので分かる通り、具体的な実効性、さっき実効性があるものがないんじゃないかというのが遠藤さんから出たと思うんですけれども、そういう意味でいうと実効性がないものです。理念条例というのは理念的な、基本的なことを書いてあるだけなので、中野区の場合、性別に関してはこの1があるから、その下に具体的な項目が書いてある。多分性の多様性についてはまたつくるみたいな想定なんですよね。

ここでもし理念条例をつくると、バツバツのままなので結局実態は変わらない、あまり実効性がない、強制力がないということになるので、やはり目指すところは具体的に現場が変わっていくことを私たちは提言していったほうがいいんじゃないかというのと思っています。

あと人権のワードの話も出ましたけれども、やっぱりタイトルに「人権」と入れるとイメージが変わるので、もちろん「男女」とか「性の多様性」とかいろいろなワードがありますけれども、人権というとももちろん幅広なんですけど、性別とか、性的指向、性自認に関する差別禁止とか人権尊重も人権の中の一つだから、何か工夫してイメージが伝わるものができたらいいなと思います。でもそれは単に名前なので、後々考え

ればいいのかなどと思っています。

ありがとうございました。

**(石阪委員長)**

ですので、実質的な議論というのは、今年度については今日が最後になると思うんですが、次回は3月末に開かれるのは講座の評価になります。恐らく次年度がスタートするのが6月ぐらいでしたか。いつですか、1回目は。

**(飯塚課長)**

6月ぐらいですね。

**(石阪委員長)**

その6月のところである程度素案みたいなものが上がってくると、我々としてはすごく議論しやすい、たたき台ですね。それぐらい、例えばですけれども、さっき言った二本立てバージョンとか、一本に溶かし込む。例えば豊島区みたいな感じにしましたみたいな感じできり込んでくるとかですね。ある程度たたき台がないと、我々ちょっと議論しづらい面もあると思うんですね。これだけを見て、じゃあどうしましょうと。

ですので、先行事例でもいいですし、あるいは足立区としてはこんな感じでいくというようなイメージできるような、そんな資料を次年度の最初の会議のところで共有できればと思います。

ですので、ちょっとここで皆さんに共有しておきたいのは、一つは次年度のテーマ、これは大体いつも二本でやっているんですけれども、今年度は地域の団体と条例ということで進めてきましたが、来年度はまた条例をちょっと一本残して、もう一つ、また皆さんと一緒に次年度、何について議論するかというのを、恐らく6月になると思うんですが、また皆さんからご意見をいただいて、ヒアリングをしたりとか、あるい

はそういった形で進めていきたいと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。条例はちょっと残すと、次に。次年度についてはまた新たに皆さんから選んでいただいた様々なテーマの中から一つ選んで進めていくと。

今までもいろいろ議論してきましたけれども、例えば現在能登のほうでは地震がありますから、例えば防災について来年度やってみようとかですね。そういうこともあり得ますし、それから地域はもう終わりかなという気も個人的にはしているんですけども、また別な案件ですね。学校の問題もあるし、いろいろあると思いますから、また皆さんの中でちょっとご発言をいただいて、決定していきたいと思います。

それでは、一旦議論については、この男女共同参画社会推進条例の改正については以上、次年度に持ち越す形になりますけれども、また引き続きご議論のほうをよろしくお願いします。

## 5 事務連絡

### (石阪委員長)

その他ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

### (大高主査)

最後、事務連絡になります。先ほど冒頭に課長のほうからお話があったかと思うんですけども、ファイルのほうに、3月の第6回目、講座の評価だけの出欠の確認と、口座振替依頼書を入れさせていただいております。毎度のことながら、口座振替依頼書のほう記入して、最後事務局まで渡していただければと思います。

評価の日付についても同様ですね、最後事務局までまとめて渡していただければ幸いです。

以上になります。

### (石阪委員長)

ほか、何かよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議、終了させていただきます。長時間にわたりどうもありがとうございました。